

電子入札約款

(目的)

第1条 船橋市の契約に係る競争入札を電子計算機及び電気通信回線等、電子的方式で行う場合における入札（以下「電子入札」という。）その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び船橋市契約規則（平成26年船橋市規則第60号）その他法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等について疑義があるときは指定期日までに質問をすることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は通知に示した期間中に電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、船橋市建設工事等入札参加有資格者名簿又は船橋市物品調達等競争入札有資格者名簿に登載された代表者又は代理人（入札参加資格審査申請の際に提出された委任状にある受任者をいう。）とする。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、指定された期日までは入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システム又は紙様式により入札辞退届を提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札期間に入札書又は入札辞退届の提出を行わなかった場合は、当該入札に参加する意思が無いものとみなし、未入札として取り扱う。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 指名競争入札において、入札参加者が1人である場合は、入札を取りやめることができるものとする。
- 3 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取りやめることができる。

(開札立会人)

第7条 開札の執行にあたり、当該入札の参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、予定価格を事前公表していない入札の場合その他の公正な入札執行が阻害されるおそれのある場合においては、この限りでない。

(入札の無効)

第8条 船橋市契約規則第18条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 委任状にある受任者以外の代理人が入札したとき
- (2) 明らかに連合によると認められるとき
- (3) 電子認証書を不正に使用したとき
- (4) 入札書の金額が0円のとき
- (5) 入札金額に対する内訳書（工事費内訳書又は見積内訳書等。以下「入札金額内訳書」という。）の提出が必要な入札において、入札金額内訳書の提出がないとき、又は入札金額内訳書に不備があるとき
- (6) 最低制限価格を設けている場合において、最低制限価格を下回る金額で入札したとき
- (7) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しないとき、又は契約担当者から指示された書類を指定した期限までに提出しないとき
- (8) 一般競争入札において、落札候補者が期限までに確認書類等を提出しなかったとき
- (9) 予定価格を事前公表した入札において、予定価格を超える金額で入札したとき
- (10) 総合評価落札方式において、失格評価となったとき
- (11) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (12) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額で入札したとき

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（工事又は製造その他の請負契約で最低制限価格を設けている場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするることができる。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札システムによる再度の入札を行うことができる。

2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。

(入札の不調)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は不調とする。

- (1) 入札の結果、予定価格に達しないとき。
- (2) 最低制限価格を設けている場合において、入札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき。
- (3) 低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされると認められる者がいないとき。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書に必要事項を記入作成、記名押印し、落札決定の日から7日（閉庁日を除く。）以内に契約担当者が定める日までに提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準じる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第14条 入札をした者は、入札後、この電子入札約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第15条 この約款に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この約款は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この約款は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この約款は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この約款は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この約款は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この約款は令和元年5月1日から施行する。

附 則

この約款は令和2年5月1日から施行する。

附 則

この約款は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この約款は令和7年4月17日から施行する。

附 則

この約款は令和8年4月1日から施行する。